

8 消安第 2220 号

8 農産第 1689 号

令和 8 年 7 月 9 日

各地方農政局消費・安全部長、生産部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } 殿
(ほか北海道宛て同趣旨の通知を発出)

消費・安全局植物防疫課長

農産局穀物課長

令和 8 年の水稻生産における斑点米カメムシ類防除の徹底について

本年の斑点米カメムシ類の発生動向について、7 月 7 日時点の都道府県の発生予察情報を取りまとめたところ、29 道府県で「やや多い～多い」との発生予報となっています。また、7 月 7 日時点で水稻（早期水稻を含む。）を対象に 5 県から病害虫発生予察注意報が発表されており、平年に比べて発表時期が早い傾向にあります。これは、春期の平均気温が全国的に高く推移したことが一因であると考えられます。

また、気象庁の 3 か月予報（6 月 23 日付け）によれば、向こう 3 か月（7 月から 9 月まで）の気温は、東日本、西日本及び沖縄・奄美において高く、北日本においても平年並又は高い見込みとなっています。これにより、全国的な斑点米カメムシ類の活動の活発化や発生量の増加が懸念されるところであり、適時の防除がなされない場合には、斑点米の発生による農産物検査等級の低下のみならず、不稔や減収を招くなど、水稻の品質及び収量に大きな影響を及ぼすことから、農業者の経営や米の供給の安定の観点からも適切な防除の徹底が重要です。特に、本年は全国的な高温傾向により、水稻の出穂期が平年と比べて早まると予想され、防除適期の前進が想定されることから、例年以上に計画的かつ機動的な防除対策が求められます。

ついては、これらのことを踏まえ、貴職より貴局管内の県に対し、斑点米カメムシ類による被害軽減に向けて、下記の防除対策等が確実に取り組まれるよう通知願います。

記

1. 都道府県内又は近隣の都道府県での斑点米カメムシ類の発生状況及び発生予測に関する情報も踏まえつつ、ほ場の見回り頻度を高めるとともに、農業者や JA（営農指導員）等からの情報収集の取組をより一層強化すること。
2. 農業者等に対し、斑点米カメムシ類の習性を周知するとともに、発生予察情報等を参考にしつつ、ほ場の観察をきめ細かく行うこと及びイネの生育状況や斑点米カメムシ類のほ場内の発生状況を注視す

るとともに、別紙の防除対策を徹底することについて、普及指導部局とも連携し指導を行うこと。

特に、イネカメムシについては、不稔を発生させることや通常の斑点米カメムシ類と防除対策が異なることを農業者等が把握していない場合があることから、イネカメムシの特性や防除対策について改めて周知徹底を図ること。

3. 生産現場では、地域の実情に応じた防除が確実に実施されているか確認するとともに、一斉防除を実施予定の地域に対し、斑点米カメムシ類の発生状況及びイネの生育状況を踏まえた適切な防除計画になっているかどうか点検を促し、必要に応じて防除計画に対して助言すること。
4. 昨年は、35 道府県から延べ 46 件の注意報が発表され、斑点米カメムシ類の発生が多かったことから、各地域で推奨されている薬剤防除に加えて、追加で防除を実施した地域も見受けられた。本年も斑点米カメムシ類の発生が多いと予想されることから、防除期間の長期化に備えて薬剤の在庫量に注意すること。また、追加防除が必要となった場合に備え、各地域における防除事業者（農業支援サービス事業者を含む。）の活用体制をあらかじめ確認し、農業者等からの相談に円滑に対応できる体制を整えること。

斑点米カメムシ類及びイネカメムシの防除対策

1. 斑点米カメムシ類（アカスジカスミカメ、アカヒゲホソミドリカスミカメ、クモヘリカメムシ等）

- ・ けい畔、農道及び休耕田の雑草を除草すること。ただし、出穂期直前の除草は、斑点米カメムシ類の水田への侵入を助長し被害を増加させるおそれがあるため、出穂 10 日前までに完了すること。なお、斑点米カメムシ類は移動・分散能力が高いため、広域で地域一斉に除草すると効果が高い。
- ・ 水田内のノビエやイヌホタルイ等は、アカスジカスミカメ等の増殖源となることから、確実に除草すること。
- ・ 発生予察情報等を参考に、出穂期から適期に薬剤散布を実施すること。なお、地域の作型や斑点米カメムシ類の発生状況により異なるが、多くの地域では防除適期（出穂期～登熟期）の 2 回の薬剤散布が推奨されていることから、地域の実情に応じた防除を徹底し、さらに発生が多い場合には追加の薬剤散布を実施すること。
- ・ カスミカメムシ類は、登熟後期に籾の内外穎のわずかな隙間や割れ籾の隙間から吸汁加害し、側部斑点米を生じさせることから、割れ籾が多発する気象条件（幼穂形成期が低温・日照不足で登熟期が高温の場合）が認められる場合及び割れ籾が発生しやすい品種では、防除対策を徹底すること。

2. イネカメムシ

- ・ イネカメムシは、他の主要な斑点米カメムシ類と異なり、出穂期の籾基部を吸汁して不稔被害を生じやすい。このため、穂揃期以降ではなく出穂期に 1 回目の防除を行うことが重要であることから、近年、イネカメムシの発生が多く被害が懸念される地域では、出穂期の防除を計画的に実施すること。なお、粒剤を施用する場合は、散布剤と比べて薬剤の効果発現がやや遅れることから、処理時期を数日早めること。
- ・ イネカメムシは、斑点米も生じさせることから、発生が多い場合は、斑点米の発生を防止するため穂揃期の 2 回目防除（1 回目防除の 7～10 日後頃）を実施すること。
- ・ イネカメムシの多くは、昼間は株元に潜んでいることから、無人ヘリコプターやドローンを用いて薬剤散布を行う際は、株元まで薬剤が十分に付着するように、通常より飛行高度を下げつつ、速度を調整することを心がけること。
- ・ イネカメムシは、イネを好んで加害するため、主食用米と比べて防除圧が低い飼料用米で発生が増加し被害が生じるおそれがある。また、周囲より出穂が早い品種のは場、出穂が遅い品種のは場は集中加害を受けるおそれがあることから、これらのほ場では特に発生に注意すること。
- ・ 一部地域では薬剤抵抗性個体が確認されていることから、発生予察情報等を参考に、同一系統の薬剤の連用は避け、ローテーション散布を実施すること。

斑点米カメムシ類及びイネカメムシの防除適期

生育ステージ	<u>穂ばらみ期</u>	<u>出穂</u>	<u>出穂期</u> (出穂 3 日後)	<u>穂揃期</u> (出穂 5～7 日後)	<u>登熟期</u> (乳熟・糊熟・黄熟・完熟)
斑点米カメムシ類			1 回目	2 回目 (1 回目の 7～10 日後)	
イネカメムシ			1 回目	2 回目 (1 回目の 7～10 日後)	

※ 1. 斑点米カメムシ類の対策として出穂 10 日前までにけい畔、農道及び休耕田の除草を完了すること

※ 2. 出穂期：ほ場全体のうち約 50%が出穂した時期

※ 3. 穂揃期：ほ場全体のうち約 80～90%出穂した時期

※ 4. 生育ステージの「～日後」は目安

※ 5. 薬剤散布の適期は、斑点米カメムシ類の種類や使用する薬剤の種類により異なるため、各都道府県の防除指針、地域の防除暦等を参考にすること